

## 総務教育常任委員会概要記録

記録者 主査 佐藤 将

### 1. 会議の日時

令和4年12月9日（金）                   開会 午前 9時58分  
閉会 午前11時50分

### 2. 会議の場所

市役所3階 第2・第3会議室

### 3. 審査事項

- (1) 議案第1号 南気仙沼復興市民広場運動場施設外整備工事請負契約に係る変更契約の締結について
- (2) 議案第7号 気仙沼市運動広場条例の一部を改正する条例制定について
- (3) 議案第6号 気仙沼市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (4) 議案第3号 気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (5) 議案第4号 気仙沼市職員の給与に関する条例及び気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (6) 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- (7) 議案第9号 気仙沼市ふるさと応援基金条例制定について

### 4. 協議事項

- (1) 閉会中の所管事務調査について
  - ①所管事務・所管施設調査について

### 5. その他

## 6. 出席者

### 総務教育常任委員会

|      |      |
|------|------|
| 委員長  | 菅原雄治 |
| 副委員長 | 及川善賢 |
| 委員   | 今川悟  |
| 委員   | 白川雄二 |
| 委員   | 村上佳市 |
| 委員   | 熊谷雅裕 |
| 委員   | 佐藤健治 |
| 委員   | 千葉慶人 |

---

欠席委員 なし

---

### 当局

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 総務部長                      | 池田修  |
| 同 総務課長                    | 梅内撰  |
| 同 総務課課長補佐                 | 村上安  |
| 同 総務課課長補佐兼行政係長            | 熊谷憲久 |
| 同 人事課長                    | 藤村克郎 |
| 同 人事課課長補佐兼給与厚生係長          | 村上学  |
| 同 人事課主幹兼人事研修係長            | 西城寿光 |
| 同 人事課主査                   | 小野寺剛 |
| 同 人事課主査                   | 熊谷直毅 |
| 同 財政課長                    | 小松憲之 |
| 同 財政課主幹兼管理契約係長            | 木村臣志 |
| 同 財産管理課長                  | 伊東秋広 |
| 震災復興・企画部長                 | 鈴木哲則 |
| 同 震災復興・企画課副参事兼けせんぬま創生戦略室長 | 赤坂勇磨 |
| 同 震災復興・企画課けせんぬま創生戦略室室長補佐  | 及川直也 |

|  |       |
|--|-------|
| 同 震災復興・企画課行財政改革推進室主管兼主任（けせんぬま創生戦略室主幹兼主任） | 尾形 庄衛 |
| 建設部長                                     | 菅原 通任 |
| 同 都市計画課長                                 | 佐藤 勉  |
| 同 都市計画課課長補佐                              | 尾形 正則 |
| 教育長                                      | 小山 淳  |
| 教育部長                                     | 三浦 永司 |
| 同 教育総務課長                                 | 佐々木 淳 |
| 同 教育総務課課長補佐兼施設係長                         | 畠山 洋治 |
| 同 教育総務課技術主幹                              | 安藤 智紀 |
| 同 教育総務課技術主査                              | 三浦 克哉 |
| 同 学校教育課長                                 | 尾形 浩明 |
| 同 学校教育課副参事                               | 西條 和也 |
| 同 学校教育課学校統合担当主幹                          | 菅原 定志 |
| 同 学校教育課主幹兼学事係長                           | 清原 規史 |
| 同 生涯学習課長                                 | 畠山 高寛 |
| 同 生涯学習課主幹兼体育振興係長                         | 吉田 充  |

議会事務局

|    |      |
|----|------|
| 主査 | 佐藤 将 |
|----|------|

## 7. 会議の経過

午前 9時58分 開会

◎委員長（菅原雄治君） ただいまの出席委員数は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。本日の欠席届出委員及び遅参届出委員はございません。以上のとおりでありますので御報告いたします。

次に、報道機関から写真撮影等の申出があり、委員長はこれを許可しておりますので御報告いたします。

今議会において当委員会に付託された議案については、1号、2号、3号、4号、6号、7号、9号の7か件で、項目等については一つ一つ進めるときに話をしたいと思います。

お諮りいたします。

審査は配付の次第の順で行ってまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 異議なしと認め、審査の順番はそのようにいたします。

### 審査事項

（1）議案第1号 南気仙沼復興市民広場運動場施設外整備工事請負契約に係る変更契約の締結について

◎委員長（菅原雄治君） 議案第1号 南気仙沼復興市民広場運動場施設外整備工事請負契約に係る変更契約の締結についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので簡潔な説明をお願いしますが、本会議場でのいろいろな質問がありましたので、特に当局で補足しなきゃというところがありましたら、それを配慮しながら御説明願えればと思います。それでは、教育部長三浦永司君。

◎教育部長（三浦永司君） それでは、議案書5ページを御覧願います。

議案第1号 南気仙沼復興市民広場運動場施設外整備工事請負契約に係る変更契約の締結について、補足説明を申し上げます。

内容につきましては、昨日、本会議において説明しているものでございます。特にこちらで説明したいところということでございましたので、今回につきましては人工芝ラグビー基礎の修復も行っております。その部分につきましては、議案説明資料の6ページで工事変更内容一覧というものがございますので御覧いただければと思います。よろしいでしょうか。

その表の下に修復工事に要した費用ということで人工芝における競技ラインの修復工事、これに

つきましては、直接工事費が50万円に諸経費が29万9,000円で工事価格が79万9,000円、それに今回の工事の請負率89.23%、それを掛けまして71万2,900円、それに消費税7万1,290円を加えまして競技ラインの分が78万4,190円。同じようにゴール基礎についても計算しまして390万6,210円、合計でもって469万400円ということになったところでございますが、今回工事を終わるに当たりまして精算した際の中でのむことができましたので、約750万円ほど残として残してこの工事を終えたいという精算変更でございます。どうぞよろしく願いいたします。

◎委員長（菅原雄治君） これより質疑に入ります。千葉委員。

◎千葉慶人委員 今、設備修復費のほうで請負率というお話ありましたけれども、これは前に説明あった市の負担分とかを考慮した上での率という意味なんですか。それとも違うのか。さらに言えば、もう一つなんですけれども、市の負担分というのはたしか前あったかと思うんですけれども、責任分か、その分というのはどこに含まれているのか。ちょっと予算も見たんですけれども見つけかねています。

◎委員長（菅原雄治君） 当局の説明を求めます。三浦教育部長。

◎教育部長（三浦永司君） 以前の説明では、サッカーのボールラインとラグビーの基礎を市の負担でもって直しますということになっております。市の負担で直す際には、この工事に入れて直すということになっています。この工事を入札したときに設計額に対する請負率が約89%であるので、それに追加して直す工事についても89%で直すことができますので、今回こういった金額になっているということで、この2点がこの工事の中で市が負担する最終的な費用という形になります。

◎千葉慶人委員 分かりました。

◎委員長（菅原雄治君） そのほか。今川委員。

◎今川 悟委員 2点お伺いします。1つは、もともとの契約で10月末までの工事だったと思うんですが、今回竣工期限の変更はなく12月20日と出ているんですけれども、いつに変更したんでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 皆様にお配りしております説明資料の7ページ目になります。7ページ目に南気仙沼復興市民広場の変更契約の推移表でございまして、変更契約の第5回の変更ということで令和4年10月21日に行っております。

以上です。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎**今川 悟委員** いわゆる人工芝のラインのこの部分は、確かに工期に間に合わない部分だったので変更してもいいと思うんですが、今日行った感じだとほかの部分の工事もまだ続いてまして、10月末に守れなかった工事が結構あったんじゃないかということで、その部分は、原因はその工事のほうにあるんじゃないですか。市のほうから特別何か追加した分とか出たとかですか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 畠山生涯学習課長。

◎**生涯学習課長（畠山高寛君）** そうではありません。今回の人工芝の修正の工事が入らなければ陸上のほうも工期内に終わっていたと思います。今回、人工芝の修復によりまして、人工芝に入るまでの経路であるとかということも、要は重機が入るためには陸上側の工事もどうしてもかかってくるということがありまして、そういったところで陸上の工事期間が押してしまったというところはありますので御理解いただければと思います。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今川委員。

◎**今川 悟委員** 人工芝のミスがなければ10月末の工期が守れていたということで、もう一点は前回震災特別委員会で説明があったときに、責任ですか、職員の処分等に関しては後日ということだったんですけども、その辺はどういう話合いになっているのでしょうか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 三浦教育部長。

◎**教育部長（三浦永司君）** 職員の処分につきましては、現在職員からてんまつ書が出されておる段階でありまして、本議決でもって市の損害額等も確定するものと考えておりますので、その後に対応していくことになるかと考えてございます。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今川委員いいですか。（「はい」の声あり）熊谷委員。

◎**熊谷雅裕委員** 工事概要について、ちょっとお尋ねします。変更の部分で、③の外構等でのり面の防草シートとありますけれども、この防草シートの左側の道路に、Uの字の道路に沿った土手ありますよね。ここの工事には防草シートはかけるんですか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 畠山課長。

◎**生涯学習課長（畠山高寛君）** 復興市民広場の工事についてですが、基盤整備が都市計画課が事業としてやってございまして、その上に我々として人工芝等々をですね、陸上でやったりという工事をさせていただいたところでございます。今の熊谷委員からのお話にありましたこちらの工事につきましては都市計画の道路でございまして、既にもう事業としては我々引き受けられれば引き受けているのですが、ここについては別口ということで今回についての防草シートについては工事としては異常がなかったというところでございます。

◎**熊谷雅裕委員** 教育委員会としてはそうでしょうけれども、防草シートを貼るんですか、貼らない

んですか。

◎委員長（菅原雄治君） 都市計画課長佐藤 勉君。

◎都市計画課長（佐藤 勉君） 今生涯学習課長御説明のとおりなのですが、園路整備、それから基盤の整備につきましては都市計画課で担当しておりまして、今般、現地でも説明ありました防草シート、必要な箇所に防草シートを教育委員会の工事のほうで設置したという経緯がございましたので、御指摘の箇所につきましてはシートを貼る予定はございませんでした。

◎委員長（菅原雄治君） そのカーブのところの土手のところは貼る予定はないけれども将来的には、もないの。佐藤都市計画課長。

◎都市計画課長（佐藤 勉君） 失礼しました。処理につきましては種子を散布しておるので、いわゆるそういった種子散布の処理で済ますという。

◎委員長（菅原雄治君） 防草シートじゃなくて、土留めの種子を散布する、しておると。

◎都市計画課長（佐藤 勉君） しています。

◎委員長（菅原雄治君） している状態です。熊谷委員。

◎熊谷雅裕委員 何か委員長にいろいろ聞かれてしまっているんですけども。

◎委員長（菅原雄治君） すみません。

◎熊谷雅裕委員 私としては、あれを今日行って見たときに、そこだけあって種子として草刈りをしたときに飛んでいく、いろんな道路に沿ってBRTに沿っているんで、それで飛んだときに危険だったというのが話ありましたけれども、このU字型の道路に沿って同じように防草シートを貼らなければこの一帯の形として取れないですよ。この部分だけ草の種をまいて、それで草刈りをずっとやっていくんですか。そこで陸上やらその他やっているときに危険性はないんですかということになるわけで、ここも都市計画としては防草シートをきちっと貼って、そういう工事、いろいろな手間をかけないようにしたほうがいいと思うんですがいかがでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 佐藤都市計画課長。

◎都市計画課長（佐藤 勉君） 建枠で区別したような考え方になるかもしれないですけども、こちらの工事として、そののり面工法として防草シートではなくて草を張って安定処理していると。草の刈る時点につきましては、見た目のこともありますけれども、雑草処理する際には危険を配慮しながら管理していくという考え方となっております。

◎委員長（菅原雄治君） 質問には……（「ここでの一貫性を」の声あり）すみません。回答の中に土留めのは陸上とか練習に関して危険性はないのかと。その種子の処理では危険性があるかないか。佐藤課長。

◎都市計画課長（佐藤 勉君） 現在そのようには捉えておりませんので、現状の考え方としております。

◎委員長（菅原雄治君） 熊谷委員。

◎熊谷雅裕委員 そういう縦割りの発想ではなくて、やはりここは防草シートでいくなきちっと防草シートをして一体感というか、やらなければ、その後の草刈りその他の管理、その他何か支障出た場合に困ると思うので、ここに関してはそのほうが安全性も高いし管理上においてもいいと思うので、それは市としてその部分を考慮して進めてほしいと思います。教育委員会としてもそのほうがいいと思うんですけども、いかがですか。

◎委員長（菅原雄治君） 三浦教育部長。

◎教育部長（三浦永司君） この土手の部分につきましては都市計画課のほうで復興交付金を使って一旦話をしておりますので、そういう協議の中でうちのほうでは防草シートは貼らなかつたわけですが、今委員から御指摘のあったようなことも考えられますので、もう一回査収するか、その辺は今後検討させていただきたいと思います。

◎委員長（菅原雄治君） 熊谷委員。

◎熊谷雅裕委員 それともう一つ現場で指摘しましたけれども、ラグビーポールを挿すところの設置が非常に安定してなくて、これからまたきちとし直すんですよ。確認ですけども。

◎委員長（菅原雄治君） 佐々木教育総務課長。

◎教育総務課長（佐々木 淳君） 現地調査の中で、ラグビーポールの基礎のカバーがそれぞれありますけれども、現場は確かに多少段差があったと。あれは、昨日エリアのカッティングをしまして、そして今日は仮に乗っている状態であります。あれにさらに充填剤を、カバーに充填剤を盛り込んだりしますので段差は解消になるかと。今日のものはまだ完成前のものがございます。

◎委員長（菅原雄治君） 熊谷委員。

◎熊谷雅裕委員 あと10日しかないんですよ。その間にいろいろなものが全部きちっと本当に収まるのかという不安も覚えました。そういうことで、来年、年明けセレモニーその他といろいろあるとは思いますが、本当にあそこの部分も含めてですけども、グラウンドをきちっともう一度、クラブハウスもそうですけれども、10日間で本当にやれるのか、そこら辺遅れないようにぜひやってください。

以上、終わります。

◎委員長（菅原雄治君） 10日間で終わるんですね。（「はい」の声あり）大丈夫ですね。（「はい」の声あり）そのほか。（「なし」の声あり）



これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第1号について採決いたします。本案は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は同意すべきことと決しました。

当局退席のため、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

---

午前10時16分 再 開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

（2）議案第7号 気仙沼市運動広場条例の一部を改正する条例制定について

◎委員長（菅原雄治君） 次に、議案第7号 気仙沼市運動広場条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。教育部長三浦永司君。

◎教育部長（三浦永司君） それでは、議案書の85ページを御覧願います。

議案第7号 気仙沼市運動広場条例の一部を改正する条例制定について補足説明を申し上げます。

本案は、南気仙沼地区に整備している復興市民広場が今月完成することから、その名称、位置及び施設利用に係る使用料を規定するため所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、昨日の本会議で御説明しておりますので割愛させていただきます。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） これより質疑に入ります。今川委員。

◎今川 悟委員 何点かあるんですけども、最初に現場でも説明あったんですけどもプレオープンとプレイベントの内容の説明をお願いします。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 今回の条例改正で附則の日がちが12月25日ということで……

◎委員長（菅原雄治君） もう少し大きな声をお願いします。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） すみません。本条例の施行期日が12月25日ですので、

広場については25日からスタートということで考えてございます。25日プレオープン事業というこ

とで、その日につきましては少年サッカーのチームの試合をとということで今のところは計画をしているところです。正式に決まった段階で記者発表等をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。そのほか、今回補正予算で予算を組ませていただいておりますが、そちらにつきましては3月にラグビーとそれからサッカーということで教室等々を実施したいということで予算等を組ませていただいておりますので、こちらのほうもよろしく願いいたしたいと思っております。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 分かりました。あと、25日から使用開始に当たって使用の受付、申請の場所とこの9条である減免の考え方をお願いします。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 受付については、今現在、いろいろな広場の予約についてウェブシステムで一応やっているところなんですけど、今回復興市民広場については、これまで無料の広場については一応予約システムは入ってなかったんですけども、今回有料の分が発生しておりますので、その分のシステム改修にちょっと若干時間を要しております。ですので、スタート期におきましては教育委員会の窓口での対応ということで、申し訳ございませんがしばらくの間は御足労いただくことになると思いますので、来年の4月にはウェブでの予約ができるようにということで、今業者との調整を図っているというところがございますのでひとつお願いいたしたいと思っております。

減免の関係でございますが、減免についてはほかの体育施設と同様でございます。市内の小中学校や社会教育関係団体、それから体育協会の加盟団体やスポ少の方々が該当ということで考えてございます。市教育委員会が実施するような場合につきましては全額免除であるとか、小学校、中学校以外の学校が利用する場合は半額であるとかというような形で減免については規則の中で決めていきたいと考えております。

以上です。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 当面は教育委員会が窓口ということもありまして、指定管理、前に話があったときに体育協会のほうに指定管理料についてはお願いしたいということで、当面はちょっとやりますということだったんですけども、その辺のスケジュールは何か検討しているんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） この施設がどのぐらいの規模で使われるか、予約状況、それから管理の規模であったりというのをどうしても指定管理をする上で基礎データというのが必ず必要だと思っておりますので、まず1年間は我々で直営でやってみた上で年間のかかる経費を基に指定管

理者となり得る団体と色々な話をしますが、そちらとのお話を共有していきたいという形で考えてございますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 分かりました。あとこの条例上は1コート1時間当たりの使用料が書いてありますけれども、いわゆるクラブハウスとか陸上系の施設とか砂場の部分とか、あと天然芝の部分もありますけれども、コート以外の部分は使用料はなしということ。申請もいないということですか。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 当該施設は多目的広場ということでございますので、通常の平日等については予約もなしでお使いいただいて構わないと思います。ただ、人工芝のポットの部分につきましてはあそこは専用で試合等で優先的に使われるという場合もありますので、そういった場合については予約をしていただきまして有料でお使いいただくという形になります。あとは照明を使うときには、これは仕方ない、費用という形でその分が必要ということになります。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 コート以外は占有を考えていないということだと思うんですけども、陸上レーンなんかは、例えば陸上協会で練習会やりますよとかという占有も考えられますし、例えば天然芝のところでは何かイベントをやりたいというときも占有は考えられるんですが、そういう場合も無料で申請なしということですか。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） そこは無料でいいと思います。ただ使い方によって我々のほうでも指導も必要だと思いますので、そういった天然芝で何かの占有、長い時間使いたいということで御相談いただければ助かると思います。その辺は周知していきたいと思っております。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 分かりました。あとクラブハウスの部分は、コートを予約した方々が使えるということですか。それとも、常に開放してあって一般利用者の方々もいつでも自由に使えるという扱い方なんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） あそこのクラブハウスにつきましては、人工芝とか施設を使うだけではなくトリムコースで回っていただく市民の方とか、ジョギングで歩かれる方もいらっしゃると思いますので、そういった意味でトイレということでクラブハウスをお使いいただいて構わないかと思っております。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 分かりました。そうしたら、例えば体育協会とか各種、スポ少とか、多分物を置かせてほしいとかということもあると思うんですけども、そういう考えには今のところ対応できていないと。全部フリーで皆さんで使ってくださいということですね。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） フリーでもある程度、事務室のところは多分鍵をかけるような形にはなると思いますが、ほかの部分についてはフリーになるんじゃないかということで今のところは考えてございます。そういった意味では各協会さんの物を預かるとなると盗難等の心配もありますので、そういったことがあれば個別には相談には乗りますけれども、できるだけそういった事故につながるようなことにならないようにということで説明をしていきたいとは思ってございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 最後にしますけれども、この運動広場条例に入れ込んできたのがちょっと疑問があって、できれば復興市民広場条例で1本立てでいってもよかったんじゃないかと感じているんですが。というのは、運動広場条例だと規則のほうに使用者の遵守事項として物品の販売等営利を目的とした行為を行わないことということで、基本的にさっき言ったとおり、市民がいつでも来て運動できるというそういったもので、この復興市民広場ってイベントもやりましょうとか、いろんな多目的な使い方をしましょうという中でスポーツの占有みたくなってきたんですが、当初の経緯から考えると、ちょっとこの運動広場条例はちょっと厳しいんじゃないかなというんですけども、この物品販売とかというイベントにはどう対応するんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 今おっしゃったとおりでございまして、我々今回復興市民広場の条例を改正するに当たりまして規則のほうも改正してございます。今回、有料の分がありますので、減免規定を設けたりというのが規則の中で必要ですし、それに併せまして今お話のありました物品の販売、営利を目的とした行為をしないことというのは削除する方向で今考えてございます。お話のように、物品販売というのも我々もイベントとして会場として使える可能性があるのかなということを考えておりましたので、そこは規則から削除させていただきたいと思っておりましたのでよろしく申し上げます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 そうしますと、この運動広場条例に鹿折と大島のふれあい広場とか南運動広場、五右衛門ヶ原と唐桑、山田大名とありますけれども、そういう物品系、販売系のイベントは全部解禁

にするということですか。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） お話のとおり、規則でそのような形で今回外すような形……

◎委員長（菅原雄治君） もう少し大きな声でお願いします。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 今回物品関係については考慮しないということを外させていただきますので、ほかの広場についても可能ということにはなりますが、ただ火器を使うとかいろんな制限が多分その広場によってはあると思うので、その都度その都度、個々に事情についての事情を聞いた上でそのへんは評価をしていきたいと思ってございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 イベントも認めるということになってくると、例えば天然芝のコートのところは車を乗り入れられるとかテントを立てられるとかこれからいろいろな相談は来ると思うんですが、どこまで許容できるんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 天然芝については、基本的にはあそこの注意事項にも書いていますが自転車の乗り入れというのはできることに一応しておりますので、車の乗り入れについては御勘弁いただければと思います。ただし大きな災害があつたりして、どうしてもそこを防災に関わるいろいろな車両を入れなければいけないといったときには対応しますけれども、イベント関係の分につきましては、そこは車両を入れるということは今のところは考えてございませぬし、テントについても実は人工芝の下がアスファルト舗装をしているということでピンも打てないということもございませぬ。ですので、風も強いところでもありますので、そういった意味ではちょっとなかなかテントを置くということについても少し難しいのかなと考えておりますので、できましたら天然芝のところはサイドの脇にありますので、そういったところをお使いいただければなということも考えております。（「了解しました」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） 佐藤委員。

◎佐藤健治委員 今、今川委員が聞いたんですけれども、私も予約について聞いたかったんですけれども。4月からはウェブ予約ができるということですね。それをもう一回確認したいんですけれども、それで料金が発生なので、今テニスコートのようにクレジット払いとかコンビニ払いとかも全部4月からはできるので、来年の3月までは教育委員会でやって現金でいただくのは3月まで、4月以降はそのように移るでいいの、それは。もう一回確認します。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 今現在、うちのほうでウェブ予約のシステムを使っている業者と打合せをしております。基本的には今お使いいただいているソフトに乗せるという形で考えておりますので、クレジット払い、それからコンビニ払いが可能ということで今のところ準備したいと思っております。4月の開設に向けて今業者とやり取りをしているというところでございます。少しだけお待ちいただければと。それまでは受付はうちでやらせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

◎委員長（菅原雄治君） 佐藤委員。

◎佐藤健治委員 分かりました。それからクラブハウスなんですけれども、先ほど施錠が何時から何時までなんです。それから、ナイターも夜使うなら誰がライトのスイッチを消したりというのはどのように考えているんですかね。利用者側から聞かれたんですが、どうしていこうと思っているのか。テニスコートと同じように、それとも新たなシステムを考えているのか、施錠の時間、開いている時間、24時間開いているのか、朝8時から夜9時までしか開いてないとか、その辺どのように考えていますか。

◎委員長（菅原雄治君） 吉田 充体育振興係長。

◎生涯学習課主幹兼体育振興係長（吉田 充君） クラブハウスの施錠でございますけれども、トイレ部分につきましては24時間開けっ放しにしたいと考えております。そのほかの部分についてはちょっと運用しながら、大会のときだけ開けるのか、ふだんも開けていいのか。できれば開けたいとは思いますが管理の問題もありますので、運用しながら考えさせていただければと思っております。あと夜間照明ですけれども、あれはスイッチがあるわけではなくてバーコードが、その時間帯照明つくというバーコードを発行するシステムになっておりまして、そちらをクラブハウスの阿部長さんの建物の前のところにかざすものありまして、そこにピッとやると、その時間にぱっとついて、時間が過ぎるとあと消えるようなシステムになっておりますので、予約を受けた段階でシステムを使ってバーコードを発行してお渡しするような形で考えておりました。

◎委員長（菅原雄治君） 佐藤委員。

◎佐藤健治委員 了解しました。分かりました。それならばいいと思います。それから、先ほどのテントを張るという大会とかで使うときにテントを張ってね。それで、あれをぐるっと見たときにテントを張れるところがないのかなと思って。天然芝のほうにはテントを張って、そこで観客ではないけれども、を使っていいということ。天然芝のところを基本的に大会あたりのテントを張る場所だという考えでいいのか。周りにはどこにもテントを置く場所がなかったと思ったので。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 天然芝のところもあるし、あと桜を植樹されているところですね。川沿いのほうになりますけれども、あそこも若干、あとは幅がありますので、そこにもテントを張っていただくということは可能かと思っておりますので、よろしくお願いします。（「分かりました」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） 及川委員。

◎及川善賢委員 87ページ目の使用料の第8条に、使用料で現金はできるだけ動かしたくないという気持ちあるんですけども、取りあえず3月まで現金を教育委員会に払う。その辺もうちょっと具体的に教えてください。例えば、1,000円でも2,000円でもいいです。予約するとき、教育委員会の窓口さ行って現金を出してという、あとは現金が動かないようにカードとかコンビニで支払うということみたいですが、もう少し具体的に教えてください。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 3月まではちょっとウェブシステムが使えませんので、クレジットカードであるとかコンビニでの納付書発行とかというのはちょっとできませんけれども、3月までは教育委員会のほうに来ていただきまして予約をした際に、そのときに前納ということでお支払いをいただけるのが一番よろしいかなということで考えてございます。（「現金ですね」の声あり）現金で。

◎委員長（菅原雄治君） 及川委員。

◎及川善賢委員 そうすると、現金は4月以降は動かないということなの。全部カードとかそういうやつになってくるの。

◎委員長（菅原雄治君） 吉田体育振興係長。

◎生涯学習課主幹兼体育振興係長（吉田 充君） お答えいたします。

現在もそうなんですけれども、ウェブ予約システムを導入している施設につきましては、現金は今一切使っておりません。カードでお支払いいただくか、もしくはコンビニに行って直接お支払いいただいているような形になっております。

◎委員長（菅原雄治君） 及川委員。

◎及川善賢委員 了解です。大したお金でないんですけども、やっぱり現金は今の時代動くというのはあまり好ましくないような気持ちだったので質問しました。よろしくお願いします。

◎委員長（菅原雄治君） 村上委員。

◎村上佳市委員 管理棟とあるけれども、管理者は常駐しないということで解釈していいんですね。

◎委員長（菅原雄治君） クラブハウスですか。（「クラブハウス」の声あり）畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 我々が直営でやっている段階については、常時職員がつくということとは今のところは考えてございません。ただ、使用実態を見た上で、そのときに必要かどうかという、そのときは判断をしたいと思しますので、取りあえずは、今常駐するということは考えてございません。ただ、あと指定管理に移行した段階につきましては、そのときは指定管理者側のほうで常駐が必要なのかということは判断になるかと思いますが、今の段階は、我々としては常駐をすることは考えてはおりません。

◎委員長（菅原雄治君） 村上委員。

◎村上佳市委員 分かりました。管理室で、さっき台所というかそういうのがついていて、結構利用する価値があるかと思うので。それから、運動をする施設というところで飲物とかそういう部分、自販機の設置とかそういう部分については今のところの予定はどうなんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 今のところは自販機の設置は考えておりません。近くに、少し歩いていただければコンビニ等もあるものでしたので、そこでの対応になるかなということで、うち側では今のところは、はい。（「話は」の声あり）話、今のところは考えておりませんが、利用者団体からいろいろと御意見があった場合については、そのときには考えさせていただければと思います。

◎委員長（菅原雄治君） 村上委員。

◎村上佳市委員 分かりました。コンビニに行けば買えるというところもあるけれども、例えばお水とかそういう何ていうの、よく水飲み場とかとついているところもありますよね。多分さっき見たところはついてなかったと思うんですけども、そういう水飲み場とかというのはどうなんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 先ほど現地で、私からと説明をしないですみましたけれども3か所ほどございます。東屋があったと思いますが、そのちょうど道路側のほうに水飲み場ということで手の洗うところ、それから水を飲むような蛇口等々もございまして、それが3か所ございます。そちらを御利用いただければと思います。（「分かりました。以上です」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） そのほか。熊谷委員。

◎熊谷雅裕委員 使用料について、この値段を決めた基準というのはどこから持ってきたの。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） この金額を決めるに当たりまして、県内の同様の施設等についても調査をさせていただきました。できるだけ多くの方々が集まっていたきたい、それから同じよう



な施設形態である施設を参考にしまして、東松島市のグラウンドの金額をベースとして考えさせていただきますところでございます。

◎委員長（菅原雄治君） 熊谷委員。

◎熊谷雅裕委員 採算というか維持管理費、これで取れるのか。ちょっと安いという気がしているんですけども。あと夜間照明500円となっていますけれども、これは1時間500円だと思うんですが、これで回るんですか。今すごく値段上がっているんですよ。1,000円にするとかというのはないんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 御心配のとおり今現在電気料が上がってきているというところがございます現在の金額では500円を下回る形で今計算のところはなっておりますが、今東北経済産業局のほうに多分東北電力さんのほうで申請している三十数パーセントということでありまして、これからその率が下がってくるんだと思います。公聴会開かれたりとか、それから査定があったりということで、その後になると若干その金額を上回る、下回る場所についてはちょっと、大体とんとんぐらいにならないかという感じでは思っているところでございます。今後の原料の下がり具合、また上がり具合によっては今現在設定している500円についても、その状況を見ながら改正もあり得るということで考えてございます。現在のところについてはとんとんだと思っております。

◎委員長（菅原雄治君） 熊谷委員。

◎熊谷雅裕委員 長い目で維持管理をきちっとしていかなければいけないと思うので。これ500円上げて1,000円にしても別に使用者としては全然そんなことないんだと思うんですよ。ですから、そういうことをもう一度、入場料その他、この使用料これでいいのか。ここで可決されればこのまま通るのかもしれないですけども、ちょっと考えてもう一度見直して維持管理費、そしてこれでいいのかという根本的な疑問があるので。これもう一度、料金体系を見直したほうがいいんじゃないかなという気がしています。

◎委員長（菅原雄治君） 畠山生涯学習課長。

◎生涯学習課長（畠山高寛君） 今現在の料金体系、うちのほうの電気については電灯の従量C単価ということでまだ金額として経済産業局に届出した段階で認可されているものでもありません、現在ですね。ですので、その状況がはっきりと分かった段階では見直しが必要かと思っておりますけれども、そのほかこれから原料の上がり下がりが、変動が出てくるのは当然だと思いますので、そのまま金額をまた改めて決定するというのではなくて、少し様子を見た上で料金改定というか使用料の改定は考えていきたいと思っておりますので、現在はこの500円で進めさせていただきたいと

考えてございます。

◎**委員長（菅原雄治君）** よろしいですか。（「はい」「なし」「議事進行」の声あり）議事進行ですね。（「はい」の声あり）今川委員。

◎**今川 悟委員** クラブハウスの答弁の中で、最初はフリーで常時開放したいという話があったんですが、その後、何か大会のときとかちょっと答弁が調整になっていないので、どちらなのかははっきりしてほしいなど。

◎**委員長（菅原雄治君）** もう一回お願いします。

◎**今川 悟委員** クラブハウスの開放は、最初はフリーで一般の人がいつでも使えるようにしたいという話があったんですが、その後大会のときにする方針でないみたいな答弁があったので、どちらのかなというのをしっかりしてほしいと思いました。

◎**委員長（菅原雄治君）** 答弁を整理したいと思います。大丈夫ですね。統一性のあるように。畠山生涯学習課長。

◎**生涯学習課長（畠山高寛君）** 先ほど私のほうから答弁をいたしました。クラブハウスはできるだけフリーに使えるようにしたいということでは話をさせていただきました。当然トイレがついている施設でございますので、トイレ24時間使えるようにする必要があるんだと思ってございます。ただ、その後うちの課で説明させていただきましたが、基本的にはフリーにしたいと思うんですけども、その使用によってはトイレだけにするのか、それとも休憩室までそこについて24時間にするのかについては少し検討させていただければと思っております。

◎**委員長（菅原雄治君）** いいですか。整理になって。今の議事の対応。大丈夫ですね。整理できましたか。大丈夫ですか。やりながら検討するしかないということで、基本的にはフリーにしたいという意向だということですよ。畠山生涯学習課長。

◎**生涯学習課長（畠山高寛君）** 日中はどうしてもいろんなお客さんというか市民の方が使うのでフリーにしたいというのがあります。ただ、夜間については防犯上のこともあるので、そこについては何時からというような、閉めるということについては少し検討させていただければと。

◎**委員長（菅原雄治君）** そのところは整理だけさせて。議事進行についてはよろしいですか。（「はい」の声あり）では……（「委員長、1点」の声あり）白川委員。

◎**白川雄二委員** すみません。維持管理清掃は、どれくらいのペースで行われる、また誰がやるんでしょうか。全体を含めて、クラブハウスも含めてです。

◎**委員長（菅原雄治君）** 吉田体育振興係長。

◎**生涯学習課主幹兼体育振興係長（吉田 充君）** 維持管理ですけれども、我々これまでクラブハウ

スを持った施設というのはテニスコートぐらいしか持ったことがないものですから、テニスコートでいいますと行った際に我々が直接お掃除をしております。今後、使っていただいて、土足で入っていただく施設でもあるので、結構な頻度でもしかすると掃除するのが必要になるかもしれないんですが、そこ、当初のうちは我々で対応したいと思っております。後々は委託ですとか、その辺りも含めて考えていきたいと思っております。（「様子見か」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） 白川委員。

◎白川雄二委員 トイレをずっと開放するとなるとトイレがすごい汚くなりそうなイメージというか、クラブハウスは閉じておりましてもだと思うので御苦労をおかけします。もうそこ、やっぱりできたばかり、きれいなままずっと維持していきたいとは思いますが、よろしく願います。以上です。（「なし」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。本案を原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案可決すべきことと決しました。

当局職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時44分 休 憩

---

午前10時46分 再 開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

（3）議案第6号 気仙沼市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

次に、議案第6号 気仙沼市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。教育部長三浦永司君。

◎教育部長（三浦永司君） それでは、議案書81ページをお開き願います。

議案第6号 気仙沼市市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、中井小学校と唐桑小学校を令和6年4月1日に統合することに伴い所要の改正を行うも

のであります。説明につきましては、昨日本会議で説明しておりますので割愛させていただきます。  
以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） ちなみに議場でも随分質問あったんですが、それについて再度確認のこと  
はないですか。大丈夫ですか。（「はい」の声あり）よろしいですね。了解しました。

それでは質疑に入ります。今川委員。

◎今川 悟委員 統合の懇談会何回かお邪魔して、地域に理解を得たというのは私も分かるんですが、  
ただ幾つか当時の質問の中で確認したいことがあります。

1つは、統合に伴って松圃幼稚園存続等について質問がありまして、その当時はまだ計画ができ  
ていないからという答弁だったんですが、実際、今回再編計画案が保育所のほうが出まして、松圃  
幼稚園については当面継続して唐桑保育所の認定こども園化に合わせてという話がありましたが、  
この辺の動きというのはどういった地域にフィードバックしてくる考えなんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 尾形学校教育課長。

◎学校教育課長（尾形浩明君） 幼稚園の再編計画についての周知をまずしっかり図ると同時に、今  
後、そのような形の統合、唐桑幼稚園のこの関連についても説明をしていく必要があるとは感じ  
ています。準備会でも、そちらは説明していきたいと思っています。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 ぜひ丁寧に説明を続けていただきたいと思います。あともう一つ、2つあるんです  
けれども、1つは市長発言ということで本会議場でもずっとありましたけれども、市政懇談会の中  
で条南中学校と気仙沼中学校の統合について、条南中学校は最悪の浸水想定と洪水想定の中で浸水  
エリアになるためにそういう避難所にできないところに学校は統合できないと市長がおっしゃって  
いましたけれども、実際、今度唐桑小学校はその浸水想定に入っているわけなので、やっぱり行政  
として一貫性がないんじゃないかと思いました。そのことについて教育委員会の考え方をお尋ねい  
たします。

◎委員長（菅原雄治君） 議場でもあった内容ですね。よろしくお願いします。三浦教育部長。

◎教育部長（三浦永司君） 市長の発言については、首長としてその避難所開設者の一つの避難所を  
開設する考え方を述べたものだと考えております。教育委員会としましては、新計画に基づく学校  
の統合先については新計画を検討する検討委員会の中で検討していくこととなりますので、今現在、  
教育委員会がどういうことという事は言えないと思っておりますが、市長はそういった中で一つ  
の考え方としてのものを発言したものと捉えております。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎**今川 悟委員** そうしますと、現計画については浸水想定に関しては今までどおり避難するものという考え方で、新計画についてはまたその辺は考えましょうということだと思うんですが、その一方で、条南中学校の説明では現計画に対して市長がおっしゃっていますので、やっぱりちゃんと条南中学校のしかるべきタイミングで市長が発言を訂正するなりしてもらわないと、あと誤解が残ったままなんじゃないかと思うんですが、そこはせめて教育委員会としては考え方が変わっていないと思うので、ある程度何かの折には説明をしていただけますでしょうか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 三浦教育部長。

◎**教育部長（三浦永司君）** 市長の発言については、条南中学校の新計画の場合ということでの発言でありましたので確認をいたしました。というふうに教育委員会としては捉えてございます。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今川委員。

◎**今川 悟委員** 分かりました。市長はあくまでも現計画じゃなくて今の計画を白紙にして新しい計画の中で、条南中学校に統合する場合はそれはできないという考え方を述べたまでだと。分かりました。

◎**委員長（菅原雄治君）** 三浦教育部長。

◎**教育部長（三浦永司君）** 一つの考え方として述べたものと教育委員会では捉えております。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今川委員。

◎**今川 悟委員** 分かりました。前回の条南中学校の統合懇談会でも、若干その部分を伝えたような気はするんですが、今後も丁寧に説明をしてほしいと思います。

もう一点、最後なんですけれども、中井小学校と唐桑小の統合については、私は問題ないと思うんですが、やっぱり心配なのは統合になってすぐにまた第4段階で唐桑小自体がまた統合の対象になってという動きが急に出てくると、何だ、そんなにすぐなるんだったらという話になりかねないと思うんですよね。その部分について、なかなかまだ新計画ができていないので、ぱっとできないとは思いますが、一応ブロックとしては唐桑、鹿折、大島ブロックということで1つのブロックでなっています。その辺、何年は大丈夫ということではないと思うんですが、やっぱり唐桑小学校を拠点とする、ある程度は残していかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども、教育委員会として現段階での考え方を確認します。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今回の中身については、まず条例の制定ということなので、幅広くトータルでの小学校の再編というところまでの質問が入っているところがあるので、そこまであまり広く踏み込まないような形での答弁として差し支えないところでお願いします。学校教育課長。

◎**学校教育課長（尾形浩明君）** 新計画については今言ったように、まだ、その時期というところに

はなっていないので、これからその時期を見極めて新計画をつくっていかねばなりませんので、今現在そのブロックで、どういうブロックで、そういったことについてもまた一貫性がなくなってしまうので、新計画の段階でそのブロックについても検討していかなければならないと委員会のほうでは思っているところです。

◎**委員長（菅原雄治君）** 常任委員会としては、今後それに大きく集中して議論する必要があるという質問でもあるので、答えられる範囲の中でよろしくお願いします。今川委員。

◎**今川 悟委員** いいですか。やっぱり統合してまたすぐ統合というのであれば、ここは急いで統合しなくていいという判断になりますので、私はやはり次の統合というのはある程度現段階でしっかり考えなくちゃいけないと思うんですが。というのも、この唐桑小学校と中井小学校が統合したその先ですよ。令和10年度の入学者数が18人ですか、統合しても唐桑小学校としては18人しか子供が1学年にいないという、その前段を見てもやっぱり10人、20人というような学年が少しずつ増えているということで、今までの説明ではある程度の規模をキープするための統合だったわけなんですけど、18人という中で分かっているけど、その先の統合というのは現段階では教育委員会としてどう考えているんですか。（「委員長、議事進行」の声あり）

◎**委員長（菅原雄治君）** 議事進行。熊谷委員。

◎**熊谷雅裕委員** 今川委員の今の質問自体は、この議案第6号についてのその先のことでの質問なので、もしそれをやるのであれば一般質問ですとか別の形で。今回、この委員会ではあくまで中井小学校と唐桑小学校統合についてなので、その先のことについての質問は余分なことだと思うんですがどうですか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 委員長としては、今川委員の問題意識を将来的にこの常任委員会でしっかり研究して議論をし、いろんな形で常任委員会としての立場を表明していく必要あると思うんですが。今回のこの場での深掘りまでについては、熊谷委員の言うとおりもう少し早急にこの場で回答が欲しいですか。（「いいですか」の声あり）はい。

◎**今川 悟委員** 懸念しているのは、統合してすぐにまた統合があるということはないと言ってくれば安心してこれに賛成できるんですが、その可能性があるのであれば、あるいは高いのであれば、それは今急いで統合しないで最初にそのことを説明すべきではないかと思っております。例えば我々が統合を認めて来年になったらこういう新計画が出てきて、来年でも再来年でもいいですけども唐桑小学校はさらに鹿折小学校に統合しますみたいなことが早々に見えている中では私は簡単にはこれは認められないのではないかと。そこを答えられないなら答えられないというのは答弁だと思いますので。その問題提起はしたけれども答えられないというのは、それは教育委員会の

責任です。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今の内容については、私は熊谷委員の考え方も一理というのがあるかなと思います。この常任委員会での回答によってというところまでとは私は感じていないんですが、その辺少し。常任委員会としてこの統合問題について積極的に今後議論していくというような発想は皆さんふだんの会話でも聞いていますので、そういう意識の中で今川委員の気持ちを受け止めて今後常任委員会を進めていくのもありかなと思うんです。（「あとは一般質問でやるしかない」の声あり）千葉委員。

◎**千葉慶人委員** 今川委員の今の質問は、要は自分の賛否に関わってくる質問ですからいいと思うんですよ。ただその中のお話で、教育委員会の中でまだ検討中で今答えられないというのであればそれでもいいですよと言っているの、何も深掘りするつもりはないから現在の状況を鑑みて答えられる範囲で返答していただければそれで済むんじゃないかなと思うんですけれども。

◎**今川 悟委員** 要は、じゃあ議会はそのとき何も議論をしなかったのかということになる。議論はしたけれども、教育委員会は答えられなかったんであれば、それは教育委員会が責められますから。私はその責任をしっかりと連絡しておきたいというだけです。当然答えられないという回答がくるのは想定内です。

◎**委員長（菅原雄治君）** よろしいですね。では、議事を戻します。

再開いたします。委員会のほうで回答をお願いします。学校教育課長尾形浩明君。

◎**学校教育課長（尾形浩明君）** 説明会等でも、この統合について、先を見据えた統合について計画ということでお話があったときに、委員会では、小学校では地域ごとの歴史的な背景や通学距離を考慮しながら、中学校では適正規模の実現のための大きくくり化など方針策定に当たって検討すべき事項が多岐にわたるといって、それには専門家とかそれから関係市民の相当な議論が要するところというところで時間がかかるということはお答えしています。今言ったように検討にさらに時間がかかりますので、いつ新しい策定ができるのかブロックがいつできるというのはお答えできないという状況であります。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今川委員。（「いいです」の声あり）いいですか。白川委員。

◎**白川雄二委員** 児童間交流が統合に向けて行われていくと思うんですが、前回だと大島と鹿折で行われてきたと思うんですが、今回、中井小学校と唐桑小学校と児童間交流行われる際に、以前行われた児童間交流の研究結果というか、よかった点悪かった点あるかなと思うんですが、それが今回の児童間交流に活かされるかどうかというの伺いたいと思います。

あともう一点、中井小学校に勤務していた先生は統合したときどうなるのかだけ伺いたいと思います。

◎委員長（菅原雄治君） 学校教育課副参事西條和也君。

◎学校教育課副参事（西條和也君） 前回の小原木小学校、唐桑小学校の交流をしたときのいた方にもお話を伺いまして、やはり最初はなかなかなじめなかったところも、例えば児童会交流というこわくわく交流と一緒にやったり、あとは特別教室をあえて使った授業交流、あと給食交流等も行って、すぐに子供たちは非常に打ち解けられたというようなお話をいただいておりますので、今回御可決いただければ長く交流の時間が取れますので、そういったところのよさを生かしながら交流は進めていければと思っております。

また、教員配置につきましてもこれまでの統合でも配慮をまいりましたので、子供たちの知っている先生の顔があるようなところで進められればと考えております。

以上です。（「すみません。さらに」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） 学校教育課長尾形浩明君。

◎学校教育課長（尾形浩明君） 児童間交流なんですけれども、今言ったように新しい交流もあるんですけれども、中井小と唐桑小学校は修学旅行とか宿泊学習等については一緒に行っているというような今までの交流の計画性もありますので、子供たち自身はそういったところで名前とか顔とか一致していますので、さらに、今言ったような統合に向けた交流にもそういったところを生かしながらしっかり、一緒になっても活動が、何ていうのかな、スムーズに行けるように交流活動を続けていきたいと思っています。

◎委員長（菅原雄治君） 白川委員。

◎白川雄二委員 以前にもそういう交流あったということで安心しました。子供たちが統合になるというのは人生にとってすごく大きな出来事であり、また逆に言うとそれがいいほうにももちろんいく反面、そうじゃない場合もすごく心配なところもあるので、本当に先生と子供たちの関係性もそうなんですが、今答弁いただいたように御配慮をしていただければと思います。よろしく願います。以上です。

◎委員長（菅原雄治君） 村上委員。

◎村上佳市委員 今回の統合でいろいろ地域の方から御意見いただいていると思うんですが、中井小学校の跡地の活用についての意見等は何か。ここの文書の中に載っていないので、そういう部分で何かお話出ていることってありますか。

◎委員長（菅原雄治君） 佐々木課長。



◎**教育総務課長（佐々木 淳君）** 跡地利用、利活用ということで、ふだんの懇談会等でも地域の方からどうするのやと言われてきております。いつから始めるのかそういった話をされてきております。先日、唐桑の自治会長さんたちの集まりがありまして、その後、中井小での地区懇談会で理解をいただいた後に行っております。その際に利活用の話が中井の会長さんからお話がありまして、そこで統合準備会の立ち上げが準備をしていくので、年明けにはなるかと。その時期に合わせた、年明けて1月15日過ぎたら、お正月とか何か忙しそうなので、15日過ぎたら中井の地区の4地区の会長さんとまず1回相談しましょうというところまで話は先日のお話しの中で決まりましたので、まずそこからスタートなのかと。具体的な内容については、以前の懇談会等での話の中では校庭をそのまま使えないのかとかというお話もありましたけれども、それらも含めてまず1回目の相談を1月年明けに15日過ぎぐらいにやりましょうということで、そこからスタートだと考えております。

◎**委員長（菅原雄治君）** 村上委員。

◎**村上佳市委員** 小学校、中学校って地域にとって要となる施設であって、統合に向けて、多分地域の方もその辺の思いはあると思いますので、ぜひ地域の皆さんの意向を確認して最大限それに沿うような対応をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 佐々木課長。

◎**教育総務課長（佐々木 淳君）** これまでも利活用につきましては、南小学校を含めると10、大島中は今地元とは相談しますけれども、それ以外の9か所については全て活用されているとなります。その活用に当たりましては、まずは地元の方と相談して、まず自治会の会長さんたちになりますけれども、そういった方と相談しながらそこからスタートして、いい形でよりよい活用になるように地元と相談しながら進めてきておりますので、この先についてもそのように進めていければとは思っております。

◎**委員長（菅原雄治君）** 村上委員。

◎**村上佳市委員** ぜひ地元の方の意見を酌み取って話を進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

◎**委員長（菅原雄治君）** 及川委員。

◎**及川善賢委員** 御苦労さまです。一般質問でもやりますけれども、今こうやって議案上がってきたけれども、小学校6件、中学校3件がもう閉校になったと。

資料の20ページ目、スケジュールを見ていました。20ページ目のスケジュール表ですね。その中

の一番下のほうに教育委員会閉校補助金（議会）、2月議会ですね。これは閉校する学校に補助金を毎回やっていたのかな。今までの小学校6、中学校3、そして、閉校記念の予算として議会を通してきたのかなという点をまず質問します。

◎委員長（菅原雄治君） 学校教育課長。

◎学校教育課長（尾形浩明君） 統合する学校について、閉校記念事業ということで、その学校に市から126万円の補助金を出しているところです。すみませんでした。実行委員会に126万円補助していることになります。

◎委員長（菅原雄治君） 及川委員。

◎及川善賢委員 閉校になる学校のほうが本当に神経を使って何とかいい統合にというのを常に思っています。あとは校名等を変更する。これは19ページ目の下のほうですね。統合準備会において、統合校の校名、校歌等ということで、今までやってきた中でそういう話上がってきましたかね。今回も上がっているんですか。どうですか。

◎委員長（菅原雄治君） 学校教育課統合担当主幹菅原定志君。

◎学校教育課学校統合担当主幹（菅原定志君） お答えします。

これまでの統合準備会でも、校名、校歌等について変更してはどうかという御意見はありました。ただ、統合準備会の中でいろいろと議論がなされて、今現在は全て学校名を変えないでやってきているという経過がございます。ただ、議論は毎回どの準備委員会でもあったということだけはお伝えしたいと思います。

以上でございます。（「最後」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） 及川委員。

◎及川善賢委員 整備計画の中に、校名を変えてもいいってやつもありましたっけ。ただいつもあの表を見てると、例えば津谷に小泉がいくとか、津谷に馬籠小学校がいくという表しか頭になくて文面をよく見なかったんです。校名等も変える議論ができるということを書いていましたか。

◎委員長（菅原雄治君） 菅原定志主幹。

◎学校教育課学校統合担当主幹（菅原定志君） 整備計画の中には、そのようなことは書かれておりません。

◎委員長（菅原雄治君） よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎**委員長(菅原雄治君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案を可決すべきことと決しました。

当局職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

---

午前11時10分 再開

◎**委員長(菅原雄治君)** 再開いたします。

換気のために休憩します。5分休憩といたします。15分からです。

午前11時10分 休憩

---

午前11時14分 再開

◎**委員長(菅原雄治君)** 再開いたします。

(4) 議案第3号 気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

次に、議案第3号 気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。簡単をお願いします。池田総務部長。

◎**総務部長(池田 修君)** それでは、議案書の51ページを御覧願います。

議案第3号 気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての補足説明であります。本会議で説明したとおりでありますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

◎**委員長(菅原雄治君)** これより質疑に入ります。今川委員。

◎**今川 悟委員** この常勤の首長と教育長、副市長の部分だと思いますけれども、上げるに当たって本人たちからは何か御意見はなかったんですか。上げましょうかというのは相談するものなんですかね。

◎**委員長(菅原雄治君)** 梅内総務課長。

◎**総務課長(梅内 摂君)** お答えいたします。

内容については説明をした上で特段指示ということはありませんでした。(「了解しました」の声あり)

り)

◎委員長（菅原雄治君） そのほか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案を可決すべきことと決しました。

当局職員退室のため、暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

---

午前11時16分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

（5）議案第4号 気仙沼市職員の給与に関する条例及び気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

次に、議案第4号 気仙沼市職員の給与に関する条例及び気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。総務部長池田 修君。

◎総務部長（池田 修君） それでは、議案書の56ページをお開き願います。

議案第4号 気仙沼市職員の給与に関する条例及び気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。補足説明は本会議で説明したとおりでありますので御審議方よろしくお願いたします。

◎委員長（菅原雄治君） これより質疑に入ります。今川委員。

◎今川 悟委員 令和元年度には期末手当の法律で4.5か月分で、その後、令和2年、令和3と下がって今回0.1上がるということなので、やはりこの経緯をもう少しやっぱり議案を上げるたびにちゃんと出してほしいなど。上がったたり下がったりするというものの中で、2年前に比べるとまだ推移が下がった、低いんだということをやっぱり市民に事ある機会に発信してほしいと思うんですけども、何か上がっていくというだけのイメージがあって、上がって下がって平成3年には5.4か月分ですか、5.45か月あったのがもう今は1か月分以上下がっているということをもっと周知する

ということに関する市の考え方はどうでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） これまでの経緯ということですが、確かに御指摘のとおりだと思います。上がる場合、下がる場合あってもこれまでも国交準拠という形で提案させていただいておりますけれども、経緯については、どちらの場合にしても、しっかり説明資料に加えるとかそういう形で今後対応することとしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 人事院勧告に準ずるといふことなので私は異論はないんですが、ただ一方で新型コロナの影響で市内経済が非常に厳しいといふところで、特に気仙沼とかの零細事業者さんに関してはそういう影響を特に受けていますので、部長にお願ひですが、職員の皆さんに支給する際には地域経済にしっかり貢献するよふ使い方といふのを念頭に置いて、文書で出せるか口頭になるかは分かりませんが、そういう意識づけといふのだけはしっかりしていただきたいと思ふんですが、そういう考え方を伺います。

◎委員長（菅原雄治君） 池田部長。

◎総務部長（池田 修君） お答えいたします。

ただいまの委員の御発言のとおりだと思います。3年ぶりのアップの改定といふ内容でございますけれども、ただいまのコロナ禍、あるいは物価高騰の折といふことを職員もそこはしっかり踏まえて、なお一層、市民の負託にこたえるよふに努めてまいりたいと周知も兼ねてしたいと思ひます。

◎委員長（菅原雄治君） そのほか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第4号について採決いたします。本案は原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第4号は原案可決すべきことと決しました。

（6）議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

◎委員長（菅原雄治君） 次に、議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。総務部長池田 修君。

◎**総務部長（池田 修君）** それでは、議案書の13ページをお開き願います。

議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての補足説明であります。本会議で説明したとおりでありますので、御審議方よろしくお願いたします。

◎**委員長（菅原雄治君）** これより質疑に入ります。今川委員。

◎**今川 悟委員** 何か確認しますが、その第9条関係、説明資料でいうと9ページにありますけれども、給料7割水準の部分で、前回も見直しは当分の間というのは何ですかという話をいたしましたけれども、今回の条例として条例にも当分の間と書くんですね。その当分の間というのは何ですかというのは、ちょっと説明をお願いいたします。

◎**委員長（菅原雄治君）** 藤村課長。

◎**人事課長（藤村克郎君）** その7割措置を当分の間といったところでございますけれども、国からの通知の内容によれば、国家公務員については60歳を超えても引き続きその同一の業務になるのであれば、本来は給与水準は維持することが望ましいことから、引き続き給与制度について検討を行うことを前提に7割措置は当分の間としたと。定年の段階的引上げが完成するまで、完成するというのは定年が65歳になるときは13年度からなんですけれども、その前までに、12年度末までに人事院における検討を踏まえて政府が所要の措置を講ずると。地方公共団体においては、国家公務員の検討状況を注視して必要な見直しを実施してほしいということをされておりますので、ちょっと将来的な話になるかもしれませんが、国家公務員の取扱いを注視しながら対応していくということになります。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今川委員。

◎**今川 悟委員** 分かりました。

要は、今は過渡期の部分で7割と制限かけますけれども、将来的には61歳、62歳になっても7割まで下げないでそれ以上の業務を担ってもらうことも国のほうは考えてくるということも地方のほうもということですね。これ7割下げてくるというのは、どっちかという7割以上の部分の職種も出てくる可能性もという理解でよろしいですか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 藤村課長。

◎**人事課長（藤村克郎君）** 現行の7割、現行といいますか、法の7割にということは民間の法令、国においては世代の方の部分を調査した上で7割と設定したということでございます。ですし、あと今私お話しした同一の業務を行うのであれば同一の給与水準ということが書かれていますので、

今、今川委員おっしゃったように将来的にはそういった方向も含めての検討になるのかということで読み取ったところです。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 分かりました。あともう一点は、9月に別な議案が出たときに、給与表のことも含めて、これから市職労のほうと交渉が始まってくるんだということで、その部分とあと職労側から役職定年について話、あまり特例をしないでなるべくちゃんと遵守してほしいという要望が出ているという答弁があったんですが、今回の条例制定までにですか、提案までに職労側とのどういう話合いがあって、どう生かされているかを説明をお願いします。

◎委員長（菅原雄治君） 藤村課長。

◎人事課長（藤村克郎君） 前回の組合への説明は定年条例の改正の際でしたけれども、今回のこの12条例を改正案、整備条例の上程に当たっても、また別に11月7日に3労組に対して説明したところでございます。その中で質問があったというところでは、60歳を超える職員の配属先がどうなるのかとか職名がどうなるのかといった点、これについては職名という部分はまだ確定したものではないのでこれから。令和5年度はそういう職員がいないので令和6年度に向けて検討していくということになりますが、あと配属先については、やはりこちらが期待する部分というのもこれまでの経験を生かしてというところがありますので、全員が全員かなうかどうかというのはまた別としても、経験のある部署、能力を発揮していただける部署というところを念頭に置いてということになるかというところを回答しております。

あともう一つは、今後の職員採用という点で質問がありましたけれども、議会でも何度かお話ししたことがありますけれども、定員管理計画は定年退職した後も65歳まで再任用するんだという前提でつくっておりますので、そのほかに自己都合退職、勸奨退職あって、要は退職は全体で何人いるのかということによって変動していくと。定員管理は、計画上は5人の新規採用とはしておりますけれども、定年引上げがどうのというよりは退職者が全体で何人いるのかというところが大きいですし、その上で5人にこだわらず、もっと人数必要な場合も当然出てくるということもありますので、ただその年代の間隔が空かないように毎年度採用は続けていくといったような辺りは説明したところでございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 そうしますと、職労の意見等を踏まえて条例上特に加筆とか修正したということはないのか。いわゆる国の指針どおりに気仙沼市の場合は策定していると考えてよろしいですか。

◎委員長（菅原雄治君） 藤村課長。

◎人事課長（藤村克郎君） そのとおりでございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 もう一点。あと令和5年度から60歳になる方々が定年延長になって、再来年度から実際適用されるんだと思うんですけども、前回では59歳のときに確認しますということで、来年度60歳になる方の59歳というのは今年だと思うんですけども既に確認済みなんですか。これからなんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 藤村課長。

◎人事課長（藤村克郎君） 9月の定年条例改正の際に、59歳の職員に対する情報提供、意思確認を早めに行っていきたいということもあって準備のできた定年条例のほうだけ先に先行して提案を差し上げたところです。本来であれば全部一括してやるのが形としてはいいのかもしれませんが、そういったこともあって分けたところがございます。59歳の職員に対する情報提供、意思確認については現在23人おまして、11月22日に市立病院で病院事業局の職員を対象に、あとは24日に本庁舎でそれ以外の職員を対象にといったところで行ったところがございます。情報提供は制度的な部分でございますけれども、あと意思確認という部分では3つの選択肢が60歳以降あるわけがございますが、1つは役職定年の方もありますけれども常勤で一般職員としてそのまま勤務すると。あと2つ目としては定年前採用短時間勤務職員として勤務すると。あと3つ目は退職するという選択肢があります。これについては十分な期間を取ってということで、まだ回答期間中にはなっておりますけれども、今のところは出ている方の中ではやっぱり常勤のまま勤務するという方が割合としては多い形になっています。

なおですけれども、定年前採用短時間というのも退職後の再任用でございますので、今回そこに丸をしたとしても、あるいは退職も含め丸をしたとしても別途退職願の提出ですとか、そういった手続も必要になりますといったことは説明を併せてさしあげたところがございます。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 分かりました。フルが多いというのは想定どおりなのかどうかという部分と、あと最終的に最後は退職届を出さないとかんないということですが、回答期限とその大体の見通しというのが分からないということになるのでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 藤村課長。

◎人事課長（藤村克郎君） まず見通しという部分については、これまでの再任用の職員も毎年毎年



確認してきているわけなんです、前までですと61歳までに2歳まで3歳までと段階的に上がってきて、今の、昨年度定年退職の職員から65歳まで希望でできるということがありましたけれども、毎年、我々と違うことは違うんですが、60歳定年退職を迎えた後はやはり希望する職員のほうが増えてきたかなという印象はありますので、やはりそうなんだろうなという見込みでございます。

あとは最終的な確認という部分でございますが、今回は1年前の情報提供のほうがメインなのかと思いますし、あと最終的な意思確認というのは私もこの作業していて、やはり今回が最終確認ではないよなといったことで来年度もう一回最終的な意思確認をしないといけないのかなと考えております。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 今回、予備調査というかあくまでも準備のための部分だと思いますので、その部分もあれですか。当初予算には何かしら影響してくるんですか。全く関係ないんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 藤村課長。

◎人事課長（藤村克郎君） 予算には特段影響はないですね。（「分かりました」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） そのほか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第2号について採決いたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案を可決すべきことと決しました。

当局職員退室のため、暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

---

午前11時33分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

（7）議案第9号 気仙沼市ふるさと応援基金条例制定について

◎委員長（菅原雄治君） 次に、議案第9号 気仙沼市ふるさと応援基金条例制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。震災復興・企画部長鈴木哲則君。

◎**震災復興・企画部長（鈴木哲則君）** 議案第9号 気仙沼市ふるさと応援基金条例制定についてでございます。議案書でいきますと99ページでございますので、お開き願いたいと思います。

内容につきましては、昨日、本会議で御説明したとおりでございますので、どうぞよろしく願います。

◎**委員長（菅原雄治君）** これより質疑に入ります。今川委員。

◎**今川 悟委員** 内容は分かるんですが、もう少し分かりやすく説明をして、いわゆるどういう効果があって市民にとってのメリット、寄附者にとってのメリットというところを少し説明してください。

◎**委員長（菅原雄治君）** 詳しくということで、震災復興・企画課副参事兼けせんぬま創生戦略室長 赤坂勇磨君。

◎**震災復興・企画課副参事兼けせんぬま創生戦略室長（赤坂勇磨君）** お答え申し上げます。

今回の基金の造成に関しまして、まず、これまで気仙沼市のふるさと納税、本市事業者さんの協力をいただきまして徐々に伸びてきております。今後寄附額の維持であったりとか、さらに増加をしていくためには寄附者の意向に沿った使途の見える化を行いたいと、そしてその上でさらに寄附者さんの満足を高めてリピートにつなげていきたいということを考えております。また、これまで実質基金を使っていなかったのが一般財源の中で溶け込んでいたということもございますので、そこをしっかりと適正に管理することをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今川委員。

◎**今川 悟委員** 使途の見える化については今までも何に使われましたよとか、あとさらに令和3年度分からはより細かく事業内容まで説明するようなホームページのほうですね、やっているんですが、それはもうできているのかなと思ったんですが、さらに見える化というのはどういうことなのか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 赤坂室長。

◎**震災復興・企画課副参事兼けせんぬま創生戦略室長（赤坂勇磨君）** 実は、これまでのふるさと納税の使途に関しましては、翌年度の決算が終わった後に昨年度何に使ってましたかというのをある意味後づけで説明をさせていただいていたというものでございます。それは充てたということではあるんですけれども、そもそも事前に予算の段階からこういう寄附、こういう基金に関してこういうものに使っていくんだというものを明確にするという価値があるのかなと考えております。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 分かりました。後づけだったものが、これからはしっかりこれに使いたいので寄附をお願いしますというか、寄附をもらったのでこれに使いますとしっかりなってくると。そして、より政策的に使いやすくなるということが予算編成方針にもそんなことを書いてありましたけれども。

あともう一点伺いたいのは、使途を明確にしたチャレンジ型というんですかね、事業チャレンジ型をやっている、気仙沼市の場合は高校生の探求学習と震災伝承館への寄附をお願いしますというやり方でふるさと納税をやっているんですが、この部分はちょっと基金になじまないかなと思うんですけれども、こういう取組をこれからも続けていくのかどうかと、あとその基金の取扱いはどうするのかをお尋ねします。

◎委員長（菅原雄治君） 赤坂室長。

◎震災復興・企画課副参事兼けせんぬま創生戦略室長（赤坂勇磨君） お答え申し上げます。

このふるさと納税の中でのクラウドファンディングと呼ばれる、使途をある意味特定の事業にするというところに関しての御質問と理解しております。こちらなんです、基本的にはこれまで、全体的な基金のとおり一度基金に入れてデータでしっかりと分けて管理をして使っていくということを考えております。例えば伝承館も教育でもそうなんですけれども、集まるときにいきなり集まって集まらないときは全然集まらないみたいなことが想定されますので、そこを平準化するという意味でも基金のほうがより継続して事業の実施につながられるのではないかなと考えております。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 何日か前に調べてみたところ、震災伝承館のほうには目標500万円に対してもう960万円の寄附が来ていて、高校生のほうには500万円に対して1,100万円の寄附が来ていると。これ下手したら高校生なんか予算を上回る規模で来ているんじゃないかなと思うんですけれども、こういうふうに目標以上の金額来た場合はどうするんですか。翌年度の平準化に向けて基金をつくったりするのか、ある程度気持ちに応じてさらに予算を割増しにしてより効果を高めていくほうに使うのかというのはどう考えておりますか。

◎委員長（菅原雄治君） 赤坂室長。

◎震災復興・企画課副参事兼けせんぬま創生戦略室長（赤坂勇磨君） 基本的には、翌年度とか複数年度にわたって使うことができるというのが基金のメリットでもございますので、そのような形かなと思うんですが、実際にそれぞれの政策の状況によって、特にこれは途中でやらなきゃいけないとか、もっとこういうことをやったほうがいいみたいなのところに関して、特に必要性ある中でやっ

ていくというのは否定される場所ではないかなとは思いますが。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 いわゆる基金を残すというのがいいのかどうかちょっと疑問が残るんですけども。ただ寄附者の気持ちに応えるためにはやっぱり使い残さないようにしていったほうがいいと思うんです。その辺はこれからですかね。何か今の答弁だとちょっと平準化に向けて少し残していくんだみたいな感じなんですけれども、どう考えているんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 赤坂室長。

◎震災復興・企画課副参事兼けせんぬま創生戦略室長（赤坂勇磨君） すみません。基本的に基金で集まったガバメントクラウドファンディングで集まったものに関しましては、その事業には、例えば今年と来年とか来年再来年みたいな形で必ずそれは全額を充てさせていただくという形で寄附者のほうには応えるようにはしたいと考えております。ただ、例えば一気に4年分集まっちゃったとかというときに必ず2年で使い切らなきゃいけないとなると、逆にその制度の趣旨を充足できなかったりする可能性もあったりしますので、そこは状況を見ながらかなと思えます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 最後にします。この条例上の第1条の設置のところなんですけれども、本市のまちづくりに関する事業を実施するためと随分絞り込んだなというイメージがあるんですが、実際まちづくりと言いつついろいろな部分に使うんですけれども、条例上まちづくりとあるんですが全てを網羅できるものなんですかね。

◎委員長（菅原雄治君） 鈴木部長。

◎震災復興・企画部長（鈴木哲則君） まちづくりという言い方が絞り込んでいる印象だということの御質問だと思います。逆に私どもといたしましては、全ての施策はまちづくりに資するものなんだという認識での書き込みでございますので、絞り込みというよりはいろいろな使途に、目的に沿った使途に使っていただけるものかなと考えてございます。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 多分ひな形があつてある程度これで問題ないということだと思えますけれども、ただ一方でこの使途の中にまちづくり、一般と来てまたまちづくりが出てきたりしてきているので、まちづくり一般、それから生活基盤とか教育とかですね、そういうものをさらに包括としてまちづくりという言い方が適切かどうかでちょっと問題ある感じなんですけれども、問題ないなら大丈夫です。まちづくりといえ全般に使うということですよ。了解しました。

◎委員長（菅原雄治君） 問題ないですか。鈴木部長。

◎震災復興・企画部長（鈴木哲則君） そういう意図での表現でございますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 逆に言ったらまちづくり以外で使えない、これで網羅していないものって何かあるんですか。まちづくりじゃないもの。いわゆる経常経費とかそういうものはよくないよねというよな条例なんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 鈴木部長。

◎震災復興・企画部長（鈴木哲則君） 使途につきましては、これから基金化していくわけでございますので何にでもいいということではなくて、まちづくりの中でも一定の、集めさせていただく際の使途を中心としたものに充てていく考えで内部でも方針を検討していくところでございます。それで今お話出ましたとおり、経常的なものはどうですかねということについては全く同様に考えてございまして、そのところをとにかく寄附者の御意思に沿ったものになるように内部で詰めていこうと考えているところでございます。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） いいですか。（「了解です」の声あり）白川委員。

◎白川雄二委員 すみません。確認なんです、前にも出たと思うのでちょっと申し訳ないですけども、ふるさと納税が応援基金に何%いくのでしょうか。ふるさと納税をして、その金額の何割が応援基金のほうに行くのでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 赤坂室長。

◎震災復興・企画課副参事兼けせんぬま創生戦略室長（赤坂勇磨君） お答え申し上げます。

まず、ふるさと納税全体の説明を一回させていただきますと、ふるさと納税に関しましては頂いた寄附金額の募集経費という考え方がございまして、半分以上に抑えるという形になっております。なので、基本的にはおおよそ半分、集まった寄附のおおよそ半分が基金に積まれるという形で御認識いただければと思います。ただし、実際に寄附が集まる時に、例えば科目によって満額で積まなきゃいけない、例えば返礼品代は実際には決算を終えてみると27%、基本的には3割という上限があって、実際決算を終えてみると27%なんだけれども予算を積むときは3割で積んでたりして、予算上は大体おおむね6割で積ませていただいています。決算の段階で大体おおむね5割ぐらいに下がって、その残りとかが基金に積んでいくようなイメージでございます。（「ありがとうございます。以上です」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） 及川委員。

◎及川善賢委員 今、24ページ目の説明資料見えています。寄付者が3番目の寄附の使途等で（1）から（6）までありますよね。そうすると基金の中にこの6種類がまた入ってくるということなんですかね。基金は基金でしょ。例えば、（6）使い道を特定しないというのが多ければ一番いいんだけれども、基金の中には6項目、また細かく明細が出てくるということなんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 赤坂室長。

◎震災復興・企画課副参事兼けせんぬま創生戦略室長（赤坂勇磨君） お答え申し上げます。

基本的にはデータの中で管理はしますので、例えばまちづくり一般に寄せられた寄附が多ければその部分が多くなるとかそういうことはございます。

◎委員長（菅原雄治君） 及川委員。

◎及川善賢委員 それでは応援基金の中の明細を見るとこの6種、部門に分かれて、その合計が基金の金額となるわけですね。

◎委員長（菅原雄治君） 赤坂室長。

◎震災復興・企画課副参事兼けせんぬま創生戦略室長（赤坂勇磨君） 基本的な認識はそのとおりでございますが、実際先ほどちょっと御質問いただきました、例えばふるさと納税のクラウドファンディング、事業を特定するものに関しましてはさらに別会計、別管理になりますので、それが実態上の合計となるかと思えます。

◎委員長（菅原雄治君） 及川委員。

◎及川善賢委員 全国でふるさと納税やってますけれども、先進地を見てきたりして、やっぱりこういうあんばいでやってるのが一番ベストだと思って、どっか視察なんかで行って参考事例なんかあったんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 赤坂室長。

◎震災復興・企画課副参事兼けせんぬま創生戦略室長（赤坂勇磨君） 視察に行かせていただいたところに関しましては特段ないんですが、この基金に関してはないんですが、ほかの自治体の調査はさせていただきました。電話等でヒアリングをさせていただいております。県内でも半数以上が既に基金化をされているという状況でございます。（「頑張ってください」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） そのほか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第9号について採決いたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(菅原雄治君) 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案を可決すべきことと決しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査が終了いたしました。当局職員の皆さん、御苦労さまでした。

当局職員退出のため暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

---

午前11時47分 再開

◎委員長(菅原雄治君) 再開いたします。

協議事項

(1) 閉会中の所管事務調査について

◎委員長(菅原雄治君) 協議事項に入ります。

それでは閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

初めに所管事務・所管施設調査について、委員の皆さんから御意見ございますか。村上委員。

◎村上佳市委員 前回中止になっているところをまず最初に予定してはいかがかなと思いますが、どうでしょうか。

◎委員長(菅原雄治君) いかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(菅原雄治君) それに伴い、何かないですか。今川委員。

◎今川 悟委員 総務常任関係で計画策定とかいろんな動きがあるみたいなので、現地というよりは何か担当部局の中から情報提供があったらぜひ、この間も、昨日議論しましたけれども、市の施設の方針の中で料金改定するしないのまとめをホームページで公表しましたとかあったんですが、そういうのはちゃんといちいち説明していただくように。民生なんかは結構丁寧にやってもらっていて、総務教育はさっぱりという中でいろんな計画が進んでいるんですね。入札の総合評価形式とか補助金の見直し方針とかそういったのがいっぱいあるので、少し委員長から、こっちから何か今ちょっとないですけども、そういう計画策定してできたものとかできそうなものに関しては、この閉会中にしっかり説明してもらいたいと重ねてお願いしてください。

◎委員長(菅原雄治君) なるほど。村上委員。

◎村上佳市委員 関連で。やっぱり民生は協議会とかいろいろ開催して説明受けているということもあるし、我々も例えば大島中学校統合になった後の情報なんかもどういうふうな進捗状況なのかも分からないという部分があるので、折を見ながら当局からの説明をいただく時間を設定していただければと思います。よろしくお願いします。

◎委員長（菅原雄治君） 委員の皆さんの考えなので積極的にやるべきだと思います。10年間、そういう話の流れありませんでした。あと視察の振り返り等もやると言っていてまだやっていませんし、この所管事務調査と併せましてちょっと時間を取っていただいて少し意見交換をさせていただいて1月頃に実現できたら。あと多分振り返りも夜までかかると思いますので、皆さん、その時間も含めてあとで。心づもりをよろしくお願ひしたいと思いました。

それでは、最終日の本会議に閉会中の所管事務調査の申出書を提出することといたしますが、内容は、また調整をしながらでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） そのほかありますか。（「なし」の声あり）

なければ、以上で協議の一切が終了しましたので、これにて総務教育常任委員会を閉会します。大変御苦労さまでした。

午後11時50分 閉会

---

令和4年12月9日

気仙沼市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する

総務教育常任委員会 委員長 菅原雄治